



産業廃棄物排出事業者・処理業者の優良認定・評価 制度に係る他都市事例について

1. 国の優良認定制度
2. 北九州市の優良認定制度
3. 大分県(市)の優良認定・評価制度の事例
4. 京都市の優良認定・評価制度の事例
5. 山梨県の優良認定・評価制度の事例
6. 東京都の優良認定・評価制度の事例
7. 岩手県の優良認定・評価制度の事例
8. 北九州市と他都市の優良認定・評価制度の比較

平成30年11月9日

北九州市環境局産業廃棄物対策課

1. 国の優良認定制度



産業廃棄物を排出する事業者の方へ

優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、違法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう。

環境省
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集



環境省動画チャンネル

インターネットで
関連動画を公開中!

優良認定業者の特長は？

都道府県・政令市から「優良認定業者」として認定された産廃処理業者は、通常の許可基準よりも厳しい以下の基準をクリアしています。

- 1 実績と遵法性**
5年以上の産業廃棄物処理業を営んでいる実績があります。また、廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく、遵法性の高い産廃処理業者と言えます。
- 2 事業の透明性**
会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、産業廃棄物の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。
- 3 環境配慮の取組**
ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。
- 4 電子マニフェスト**
事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。
- 5 財務体質の健全性**
通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。

※ 詳しい基準の内容は、環境省産業廃棄物課の解説を、インターネットからダウンロードしてご覧ください。<http://www.sanpainet.or.jp>

1. 国の優良認定制度



なぜ優良認定業者へ処理委託しなければならないの？

あなたにもひょっとして・・・。

- ▶ 事業者には、自らの産業廃棄物を適正に処理する責任があり、この責任は、産業処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。
- ▶ したがって、処理委託後も最終処分が終了するまで、産業廃棄物の適正処理の確保のための措置を講じなければならず、この注意義務が果たされていない場合、行政により産業廃棄物の撤去命令を受ける可能性があります。そうなれば、多額の撤去費用を負担することになったり、社会的信用の失墜につながりかねません。現に、産業廃棄物の撤去を命じられ、多額の撤去費用を負担した事業者の方もいらっしゃいます。このようなことは、事業者にとって、決して他人事は消えないのです。

産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保

- ▶ したがって、委託先の産業処理業者を処理料金の安さだけで安易に選定せず、その産業処理業者が信頼に値するかどうかを、自身の責任で見極める必要があります。
- ▶ 優良認定業者は、道法性や事業の透明性が高く、信頼できる産業処理業者であるといえます。
- ▶ また、優良認定業者が本制度に基づいて公表している、産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を十分に比較・吟味した上で、委託先を選定した場合、上記の注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮されます。

産業廃棄物の処理委託の状況をアピール

- ▶ 産業廃棄物の処理を産業処理業者に委託する際に、積極的に優良認定業者を選択していることは、環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイントになります。
- ▶ 平成22年の産業廃棄物処理法改正により、多量に産業廃棄物を排出する事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。計画・報告書は公表されることから、優良認定業者への委託を積極的に行うことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。



優良認定業者の情報をどうやって入手するの？

優良認定業者の情報は、産廃情報ネットで入手できます（下記問合せ先参照）。許可自治体、産業廃棄物種類などを条件に優良認定業者を検索することもできます。



トップページの「優良さんばいナビ」「さんばいくん」をクリック

また、産廃情報ネットを利用すると、処理委託先の産業処理業者の許可内容や、産業廃棄物処理状況などの情報を、自動メールサービスで簡単に入手できます。さらに、求める条件に合致した産業処理業者の情報も、自動メールサービスで簡単に入手できます。



問合せ先

- マニュアルや優良認定業者について 産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>)
- 優良産業処理業者認定制度およびその審査について 都道府県・政令市の産業廃棄物部局
- 優良認定業者の検索および産廃情報ネットについて (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 (TEL03-3526-0155) 優良化事業推進チーム

2. 北九州市の優良認定制度

産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度



認定対象

【排出事業者】

市内に事業を有する者

【処理業者】

1. 産業廃棄物事業者であって、かつ、市内に事業所を有する者
2. 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を取得してから5年以上経過している者

※認定業者としての期間：5年間（5年毎に更新が必要）

認定の更新

更新に当たっては過去5年間で更なる取組み向上が認められることが必要

2. 北九州市の優良認定制度

産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度



排出事業者・処理業者の認定基準

取組み実績評価

排出事業者	処理業者
法令遵守（改善命令、措置命令、警告）	
処理基準の遵守（自社処理を行う場合）	処理実績、処理基準の遵守
産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用又は適正処理に対する取組み	産業廃棄物の減量化、再生利用又は適正処理に対する取組み
取組みに対する実績	

施設環境評価

排出事業者	処理業者
保管基準の遵守	施設基準の遵守
場内環境	

その他、優良業者への優先委託、委託状況の確認、電子マニフェストの導入、従業員研修、環境配慮活動、地域への情報公開、その他の取組みについても総合的に勘案する

2. 北九州市の優良認定制度

産業廃棄物排出事業者・処理業者認定制度



認定業者へのインセンティブ

▶表彰（認定証の交付）

▶認定業者への称号付与
（許可証等への記載）

▶取組みPRの機会付与

▶市ホームページでの周知

▶処理業者については、
業者検索システムにおける認定業者の表示

▶市の各種支援制度に関する配慮

- ・北九州市次世代エネルギー設備導入促進事業
- ・北九州市環境未来技術開発助成
- ・新成長戦略みらい資金

認定証の例



業者検索システム

届出番号	事業者名	住所	電話番号	詳細
04242	株式会社 里野メタル	北九州市若松区曙町一丁目60番地25	093-771-9999	詳細
020755	有限会社 夏島商店	北九州市小倉北区豊後町2-1番12号	093-292-2075	詳細
080635	日環住産物サービス株式会社	北九州市小倉北区西郷116番地	093-983-9101	詳細
001893	日東金属 株式会社	北九州市小倉北区西郷110番地	093-581-9101	詳細
030207	日本組力測社 株式会社	北九州市小倉北区黒橋三丁目6番42号	093-921-4600	詳細
063015	西日本オートリサイクル株式会社	北九州市若松区曙町一丁目60番	093-792-9090	詳細
070871	西日本オートリサイクル株式会社	北九州市若松区曙町一丁目60番地	093-792-2424	詳細
160314	株式会社 日環住産物サービス株式会社	北九州市小倉北区西郷113番1号	093-771-5007	詳細
060518	西日本オートリサイクル株式会社	北九州市若松区内洋町10番	093-822-2104	詳細
083620	西日本オートリサイクル株式会社	北九州市若松区曙町一丁目60番	093-781-7333	詳細

市認

3. 大分県(市)の優良認定・評価制度の事例 おおいた優良産廃処理業者評価制度



認定対象・認定基準

【認定対象】

処理業者（収集運搬業者を除く）

【認定基準】

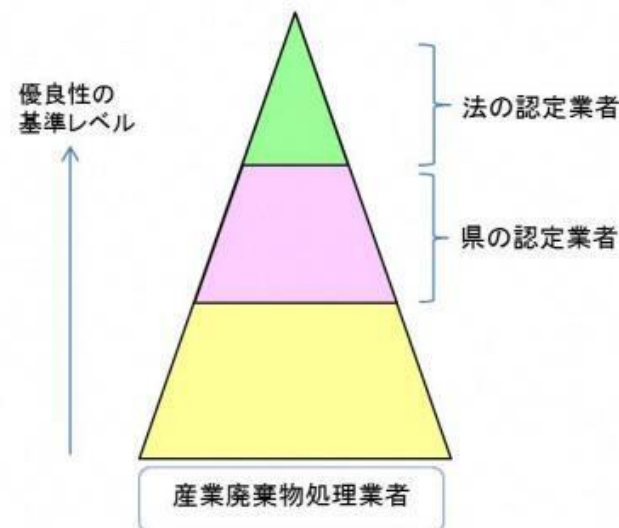
国の認定と同様の5項目（項目2の一部と項目3を緩和）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 実績と遵法制 | 2. 事業の透明性 | 3. 環境配慮の取組み |
| 4. 電子マニフェスト | 5. 財務体制の健全性 | |

（法と県の優良基準）

評価項目	法制度	県制度
1. 実績と遵法性	同基準	
2. 事業の透明性	次の事項についてインターネットによる公開をしていること ・会社情報等（基礎情報） ・事業計画の概要 ・財務諸表 など	左記事項のうち、財務諸表等を省略
3. 環境配慮等の取組	ISO14001、エコアクション21、相互認証確認をうけたもの	ISOの取得等以外の取組でも可 ・地域住民と良好な関係を構築することに努めている ・環境保全に関するボランティア活動に取り組んでいる ・災害廃棄物処理に協力できることなど
4. 電子マニフェスト	同基準	
5. 財務体制の健全性	同基準	

（イメージ図）



3. 大分県(市)の優良認定・評価制度の事例 おおいた優良産廃処理業者評価制度



認定の有効期間

- ・業の許可有効期間と同等。
期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

認定業者へのインセンティブ

- ・認定証の交付
- ・許可証への記載
- ・県・市のホームページ、新聞による認定業者名の公表
- ・産廃処理施設周辺環境対策事業費補助の優遇措置（県のみ）

単年度補助限度額 1,000万円 → 1,500万円

- ・認定マークの使用許可



車両への使用等、事務処理要領に規定する用途に限り認定マークの使用を許可

4. 京都市の優良認定・評価制度の事例 産廃チェック制度



認定対象・認定基準

【認定対象】

恒常的・継続的に産廃を排出する市域内の排出事業場

- ・直近3箇年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出していること。
- ・前年度の産業廃棄物管理票交付枚数が24枚以上であること。

【認定基準】

1. 産業廃棄物の保管および処理等の基準に関するチェックシートのチェックすべき項目の全てに適合していること。
2. 3Rの推進や環境負荷の低減に向けた取組姿勢に関するチェックシート全体で5以上の項目に該当し、かつ、区分ごとに1以上の項目に該当していること。

認定事業場へのインセンティブ

- ・認定書の交付
- ・「産廃処理・3R等優良事業場」として市のホームページ等で公表
- ・3箇年連続で認定を受けた場合は表彰（認定は年度ごとに行う）

5. 山梨県の優良認定・評価制度の事例



産業廃棄物処理業者格付け制度

認定対象・認定資格

【認定対象】

山梨県内に事業場を有し、山梨県内での処理実績が3年以上ある事業者

【認定資格】

- ・ 過去5年にわたり、特定不利益処分（改善命令、事業停止命令等）を受けていないこと
- ・ 過去5年にわたり、山梨県から廃棄物処理法に係る文書勧告を受けていないこと
- ・ 法人税等及び社会保険料、労働保険料の滞納がないこと

格付けの有効期限

格付けを受けた日から、産業廃棄物処理業の許可期限までとする。

※ 有効期間内に文書勧告等を受けた場合、格付けを取り消す。

5. 山梨県の優良認定・評価制度の事例

産業廃棄物処理業者格付け制度



評価基準

※ベーシック（B）：基礎的な取り組みを評価
アドバンスド（A）：発展的な取り組みを評価

分類	評価基準	
	ベーシック(B)	アドバンスド(A)
①環境保全や安全対策の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理に関する社内研修・教育を実施している・施設の保守点検表を整備し、日々点検している 等 (処：5, 収：6)	<ul style="list-style-type: none">・CO2の排出削減に取り組んでいる・定期的に事業場周辺の環境調査を行っている 等 (処：5, 収：5)
②廃棄物処理に関する啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・見学者の受入れを行っている (処：1)	<ul style="list-style-type: none">・排出事業者向けに分別等の助言を行っている 等 (処：2, 収：2)
③地域活動・地域貢献等	<ul style="list-style-type: none">・地域の清掃活動への参加をしている・苦情受付窓口を設置している (処：2, 収：2)	<ul style="list-style-type: none">・高齢者又は障がい者を積極的に雇用している・環境調査の結果を公表している 等 (処：5, 収：4)
④事業の透明性	<ul style="list-style-type: none">・会社情報、許可の内容、財務諸表を公表している 等 (処：8, 収：6)	
⑤財務体質の健全性	<ul style="list-style-type: none">・直近3事業年度の経常利益の平均がプラスであること 等 (処：2, 収：2)	

評価基準の適合数により4段階（☆1～☆4）で格付けを行う
※初回の申請は随時受け、2回目以降については許可更新と同時申請とする。
また、格付け有効期間内の再申請を一度だけ認めることとする。

6. 東京都の優良認定・評価制度の事例

「産廃エキスパート」、「産廃プロフェッショナル」認定



認定対象・認定基準

【認定対象】

都知事の産業廃棄物処理業許可を取得し、都内での実績が1年以上の者

1. 収集運搬業（積替保管施設なし）
2. 収集運搬業（積替保管施設あり）
3. 中間処理業

【認定基準】

事業内容や取組の状況に対応し、2つの基準に適合した業者を認定

1. 産廃エキスパート（第一種評価基準適合業者）
業界のトップランナー的業者
2. 産廃プロフェッショナル（第二種評価基準適合業者）
業界の中核的役割を担う優良業者



認定の有効期間

新規申請の場合は2年後の年度末まで、更新申請の場合は3年後の年度末まで

6. 東京都の優良認定・評価制度の事例

「産廃エキスパート」、「産廃プロフェッショナル」認定



評価項目

1. 遵法性：法定要件・義務を確実に履行しているか
2. 安定性：安定的で信頼性がある自主的な運営を行っているか
3. 先進的な取組：環境貢献活動等、先進的な取組を行っているか

認定水準

	遵法性	安定性	先進的取組み
産廃エキスパート	必須（100%）	80%	60%
産廃プロフェッショナル	必須（100%）	70%	—

※専門性（感染性廃棄物を取り扱う場合）の項目は必須（100%）

評価・認定は第三者機関である(公財)東京都環境公社が行っており、申請には所定の手数料が必要。

7. 岩手県の優良認定・評価制度の事例 格付け制度



認定対象・認定基準

【認定対象】

岩手県内での業務実績が原則として1年以上ある処理業者

1. 収集運搬業者（積替保管なし）
2. 収集運搬業者（積替保管あり）
3. 中間処理および最終処分業者

【認定基準】

- ・評価表のマネジメント機能及び、施設・設備機能の必須項目を全て満たしていること
- ・評価表の評価項目の※総合評価点数が40点以上であること

県が指定した岩手県産業廃棄物処理業者育成センターが評価・認定している。
申請には所定の申請料が必要。

7. 岩手県の優良認定・評価制度の事例 格付け制度



格付け区分

総合評価点数に応じて、3段階の格付けを行う

- ☆ : 40点以上60点未満である
- ☆☆ : 60点以上で☆3つの基準を満たさない
- ☆☆☆ : 80点以上かつ育成センター（認定機関）へ保証金を預託している。
また、国の優良認定制度の項目を満たしている。

認定の有効期限

認定日から2年後の認定日まで。

ただし、前回☆☆☆または☆☆の認定を受け、新たに☆☆☆の認定を受けたものについては3年後の認定日まで。

認定事業場へのインセンティブ

岩手県が排出する産業廃棄物の処理（処理運搬、処分等）は、原則として格付け業者に委託することとしている。

8. 北九州市と他都市の優良認定・評価制度の比較①



比較項目		北九州市	大分県・市	京都市	山梨県	東京都	岩手県
認定対象	排出事業者	○		○			
	収集運搬事業者				○	○	○
	処理事業者	○	○		○	○	○
認定基準	遵法性	○	○	○	○	○	○
	事業の透明性	○	○		○	○	○
	環境配慮の取組	○	○		○	○	○
	電子マニフェスト	○	○	○	○	○	○
	財務体質の健全性	○	○		○	○	○
	処理基準・実績の遵守	○	○	○	○		○
	廃棄物排出抑制、減量化、再生利用又は 適正処理、低炭素化に関する取組み・実績	○	○		○		○
	保管・施設基準の遵守	○	○	○	○		○
	施設場内環境	○	○	○	○		○
	優良業者、適正処理業者への委託	○		○			
	委託状況の確認	○		○			
	従業員研修、作業マニュアルや施設チェック 表の整備	○	○		○	○	○
	地域への情報公開、良好な関係の構築 ボランティア活動への参加等	○	○	○	○		○
	災害廃棄物処理の受入れ		○		○		
	産業廃棄物協会、環境保全協議会等の外部機 関への加入、講習会・研修への参加		○		○		○
	災害時等におけるBCP（事業継続計画）な どの緊急時の体制が決められている				○	○	○
高齢者や障害者などのダイバーシティを積極 的に雇用している				○			

8. 北九州市と他都市の優良認定・評価制度の比較②



比較項目		北九州市	大分県・市	京都市	山梨県	東京都	岩手県
認定期間 (更新間隔)		5年	5年	1年	許可期限に 準ずる	新規2年 更新3年	原則2年 最大3年
認定取得による インセンティブ	許可証への記載	○			○	○	
	認定マークの授与		○		○	○	
	認定証の交付	○	○	○		○	
	財政投融资における優遇		○				
	環境配慮契約法に基づき国等が行う産業廃 棄物の処理に係る契約での有利な取扱い						○
	取組みの事例紹介の機会付与	○					
	事業者名、取組み事例について、県・市の ホームページでの周知	○	○	○	○	○	
	業者検索システムにおける認定業者の表示	○				○	
県・市の各種支援制度に関する配慮	○	○					
認定機関	第三者機関による認定					○	○
評価形式	格付け（ランク付け）による評価				○		○

8. 北九州市と他都市の優良認定・評価制度の比較③



北九州市と5都市の制度比較まとめ

優れている点

【認定対象】

- 排出事業者を認定対象としている。

【インセンティブ】

- 許可証への記載のみでなく、別途認定書を交付し、表彰を行っている。
- 優良な取組みについて紹介する機会を提供している。

劣っている点

【認定基準】

- 災害に関わる事項や、ダイバーシティ雇用などの近年重要視されている項目に対応していない。

【認定期間】

- 国の認定を取得し、許可期限が7年に延長されている業者についても、市の認定期間は5年のままとっている。

【インセンティブ】

- 申請書類の一部省略、財政面や契約優位性に関わる事項などがなく、認定者にとって魅力的なインセンティブとなっていない。